

指定管理者の自主事業の取り扱いについて (岐阜県先端科学技術体験センター)

1 自主事業を認める基準

- 一 施設の設置目的に合致していること
- 二 管理運営協定書に定める本業務が確実に実施できること
- 三 指定管理者の責任及び費用により実施するもので、事業を行うにあたって利用者から徴収する金額が実費負担相当額（リスク負担分含む）であること
- 四 特定の者の便益を図るものでないこと

(参考) 施設の設置目的（岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例第二条）

青少年の科学への興味を喚起し、地性豊かな創造性に満ちた人材の育成を図るとともに、広く県民に生涯学習の場を提供するための科学技術体験施設

2 施設の設置目的に合致しない事業

行政財産の目的外使用許可にて許可できる場合には、1に定める基準にかかわらず実施できる。

(例：施設の利用者の利便性を向上するための食料品等の販売所)

3 自主事業の事業主体

自主事業の事業主体は指定管理者である。

指定管理者が自主事業を行うにあたり、一部の業務の下請けや委託先として他の事業者を活用することは、個別協議を行い可能であるが、全ての業務を外部委託することは認めない。

別団体等との共催の場合は、共催企業の名称等を前面に出すようなことは認めない。